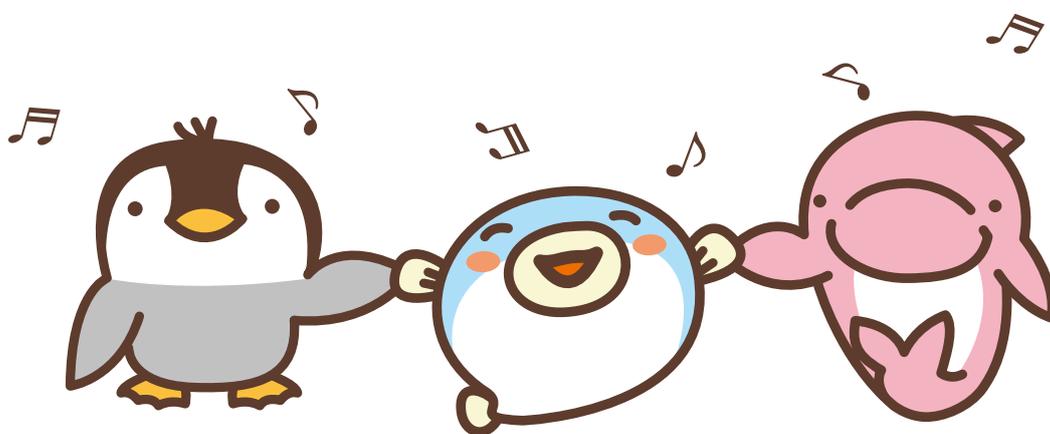


令和7年度 下関市教育・保育施設利用案内 ～2号・3号認定子どもの場合～

もくじ

- 1 保育園等を利用できる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P1](#)
- 2 入園までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P2](#)
- 3 子どものための教育・保育給付認定・・・・・・・・・・ [P3](#)
- 4 保育必要量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P3](#)
- 5 延長保育（I型・II型）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P4](#)
- 6 申請受付期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P5](#)
- 7 申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P10](#)
- 8 転園について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P14](#)
- 9 結果の通知について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P15](#)
- 10 就労状況やご家庭の状況が変わったときは・・・・・ [P16](#)
- 11 施設利用における留意事項について・・・・・・・・・・ [P17](#)
- 12 市内の保育施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P18](#)
- 13 よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P23](#)
- 14 お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ [P26](#)



1 保育園等を利用できる方

保護者（父、母がいる場合は両親それぞれ）が次のいずれかの場合に該当し、保育園、認定こども園、または地域型保育事業所（以下「保育園等」といいます。）での保育を必要とする場合に利用することができます。

保育の利用を必要とする理由	利用できる期間
家庭外（内）で仕事をしている（月52時間以上）	就労期間（最長小学校就学前の3月31日）
妊娠・出産	分娩予定月とその前後2ヶ月（最長5ヶ月）
長期にわたる疾病・障害がある	回復するまでの期間
同居又は長期入院している親族の介護・看護をしている（月52時間以上）	従事する期間
火災・風水害・地震等の災害復旧にあたっている	従事する期間
求職活動や起業準備をしている	2ヶ月間（※1）
就学又は職業訓練等を受けている（月52時間以上）	在学期間
虐待やDVのおそれがある	必要な期間
育児休業（※2）	①育児休業期間 ②生まれた子どもが満1歳になる日の属する月の末日 ①と②を比べて短い方の期間
その他市長が必要と認める場合	必要な期間

※1 同一年度内で1回に限り利用することができます。ただし、年度を超えての連続利用はできません。

例えば、2月～3月に求職活動を理由に保育園等を利用し、続けて4月～5月も求職活動を理由に保育園等を利用することはできません（求職活動以外の保育の利用を必要とする理由があれば4月からも継続して利用可能です。）。

※2 育児休業を理由に入園・転園の申請をすることはできません。 在園児が継続して同じ保育園等を利用する場合のみ認められます。

令和7年度における年齢別クラスは次のとおりです。

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和6年（2024年）4月2日～
1歳児	令和5年（2023年）4月2日～ 令和6年（2024年）4月1日
2歳児	令和4年（2022年）4月2日～ 令和5年（2023年）4月1日
3歳児	令和3年（2021年）4月2日～ 令和4年（2022年）4月1日
4歳児	令和2年（2020年）4月2日～ 令和3年（2021年）4月1日
5歳児	平成31年（2019年）4月2日～ 令和2年（2020年）4月1日

2 入園までの流れ

保育園等に入園の申請をしてから利用開始までの流れはおおむね次のとおりです。

なお、園の雰囲気や園までの送迎時間、入園するまでに準備するもの（費用）等を確認しておくためにも、事前に見学に行くことをお勧めします（見学の申込みは園へ直接お問い合わせください。）。また、見学の際は可能な限りお子様と一緒に行ってください。

子どものための教育・保育給付認定申請書の提出

- 申請受付期間中に必要書類を揃えて第一希望の園に提出してください（5頁～参照）。
- 書類提出後に申請を取り下げる場合は、速やかに市役所幼児保育課に連絡してください（TEL：083-231-1929）。
- 取下げ後に再度入園の申請をする場合は、改めて書類を一式提出する必要があります。

利用調整

- 保育の必要性を認定した上で、下関市が利用調整を行います。

希望施設への入園が決まらなかった場合

- 第一希望から第三希望の保育園等に入園が決まらない場合、他に入園可能な保育園等がありましたら、市から電話にてご案内させていただきます。
- 希望する入園可能な保育園等がない方には、「**利用施設・事業調整結果（保留）通知書**」を送付します。
- 入所保留となったお子様については、令和7年度中は毎月利用調整を行います（令和8年4月以降も利用調整を受けるためには、改めて申請が必要です。）。

希望施設への入園が決まった場合

- 希望の保育園等（利用調整の結果、市が別に案内した保育園等を含みます。）に入園が決まった場合、「**入所（園）決定通知書**」又は「**利用施設・事業調整結果通知書**」を送付します（入園する園の種類により書類の名称が異なります。）。
- 入園に向けての準備を進めていただくため、保護者から園に電話してください。

保育園等の利用開始

- 利用を開始する日は園と調整してください。
- 入園後に市から園を通じて「**保育料決定（変更）及び副食費の徴収に関する通知書**」を送付します。
- 口座引落としにて毎月の保育料を納入される場合は、金融機関に「**口座振替依頼書**」を提出してください。
- ただし、お子様が私立の認定こども園または地域型保育事業所に通われる場合は、保育料は園に納めていただくこととなりますので、園の指示に従ってください。

3 子どものための教育・保育給付認定

保育園等を利用するにあたっては、子どものための教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定には次の区分があり、保育園や認定こども園（保育園タイプ）を利用するには、2号認定又は3号認定を受けなければなりません。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園(幼稚園タイプ)
2号認定 (保育標準時間 / 保育短時間)	3～5歳	あり	保育園、認定こども園(保育園タイプ)
3号認定 (保育標準時間 / 保育短時間)	0～2歳	あり	保育園、認定こども園(保育園タイプ)、地域型保育事業所

市が子どものための教育・保育給付認定申請書の提出を受けた場合、「入所決定通知書」等又は「利用施設・事業調整結果（保留）通知書」と併せて「子どものための教育・保育給付認定結果通知書」を送付します。

認定結果通知書には、保護者・児童の名前、住所、生年月日、認定区分、保育の必要性認定事由、保育必要量、認定期間等が記載されています。記載された内容に変更が生じる場合は、保育園等（入所保留の場合は第一希望の保育園等）を通じて速やかに「子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」を提出してください（16頁参照）。

4 保育必要量

2号認定及び3号認定は、保育園等にどのくらいの時間預ける必要があるのか（保育必要量）に応じて「保育標準時間（最長11時間/日）」と「保育短時間（最長8時間/日）」に分類しています。

例えば、就労を理由に保育園等を利用する場合、保護者が2人とも1ヶ月あたり120時間以上就労している場合は保育標準時間に認定されます（希望する場合は保育短時間で認定を受けることも可能です）。

しかし、どちらか一方でも就労時間が1ヶ月あたり120時間を下回る場合は、保育短時間での認定しか受けることはできません。

実際にお子様を受け入れられる時間帯は園によって異なりますので、申請する前によく確認してください。

保育の利用を必要とする理由ごとの保育必要量の要件は次のとおりです。

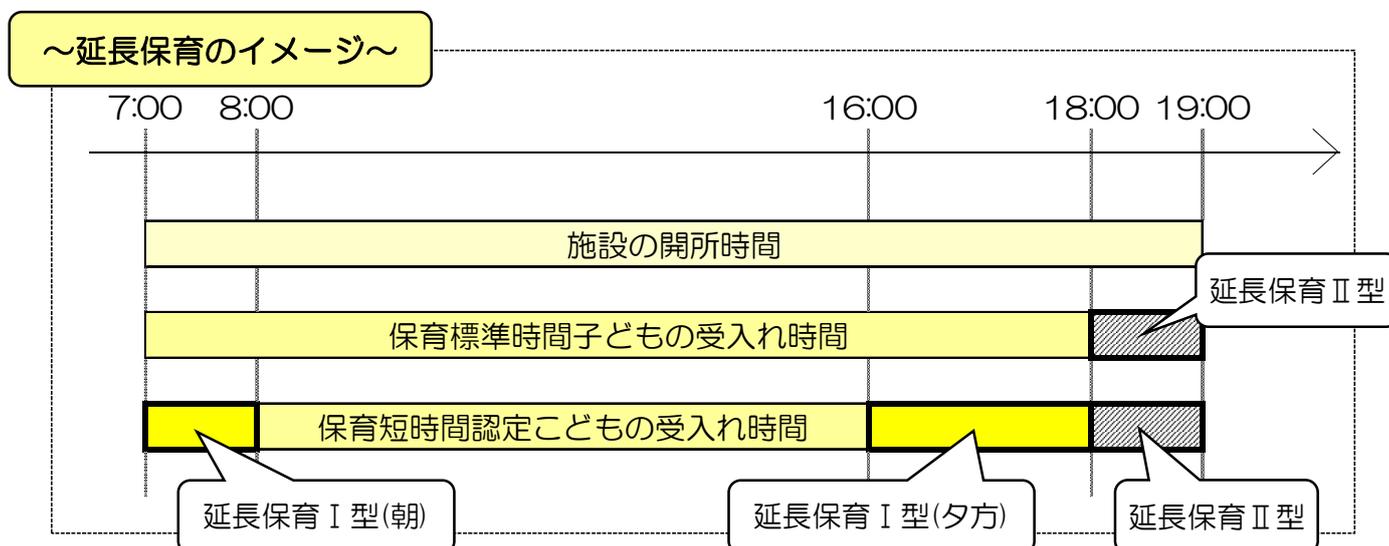
保育の利用を必要とする理由	保育必要量
家庭外（内）で仕事をしている	月120時間以上の就労の場合 標準時間 月 52時間以上の就労の場合 短時間
妊娠・出産	標準時間 ※希望する場合は短時間も可能
長期にわたる疾病・障害がある	標準時間 ※希望する場合は短時間も可能
同居又は長期入院している親族の介護・看護をしている	月120時間以上の介護等の場合 標準時間 月 52時間以上の介護等の場合 短時間
火災・風水害・地震等の災害復旧にあたっている	標準時間 ※希望する場合は短時間も可能
求職活動や起業準備をしている	標準時間 ※希望する場合は短時間も可能
就学又は職業訓練等を受けている	月120時間以上の就学等の場合 標準時間 月 52時間以上の就学等の場合 短時間
虐待やDVのおそれがある	標準時間 ※希望する場合は短時間も可能
育児休業	短時間
その他市長が必要と認める場合	標準時間 ※希望する場合は短時間も可能

5 延長保育(Ⅰ型・Ⅱ型)

認定された保育必要量を超えて保育園等に預けたいときは、延長保育を利用できます。

延長保育には、保育短時間認定を受けたお子様が利用する**延長保育Ⅰ型**と、保育標準時間認定を受けたお子様が利用する**延長保育Ⅱ型**があります(延長保育Ⅰ型を利用した保育短時間認定を受けたお子様が、引き続き延長保育Ⅱ型を利用することもできます。)。

延長保育実施の有無、利用可能時間及び利用料金は園によって異なりますので、各園へ直接お問い合わせください。



6 申請受付期間等

保育園等の利用を希望する場合は、「子どものための教育・保育給付認定申請書」に、保育の利用を必要とする理由を証明する書類等（10頁～11頁参照。）を添付して、第一希望の園に直接提出してください（申請書類は第一希望の園でとりまとめて市に提出されます。）。
受付期間は、利用開始希望月によって異なります。

令和7年4月からの利用について

通常募集

申請受付期間 令和6年10月1日(火) から 令和6年10月31日(木) まで

追加募集

申請受付期間 令和7年1月10日(金) から 令和7年1月24日(金) まで

追加募集は、通常募集申込者の利用調整をした結果、定員に満たなかった保育園等を対象に行います。追加募集における保育園等の空き状況は、令和7年1月10日(金)頃に市のホームページで公開します。

通常募集の利用調整で保留となったお子様は、自動的に追加募集の利用調整の対象となります。

通常募集で定員満員となった保育園等は、入園決定を辞退する方が出ない限り、追加募集での利用調整は行いません（ただし、申請書類を保育園等に提出することはできます。）。

注意してください!!!

育児休業から復帰すること、または就労予定であることを理由に申請をして入園が決まった方については、入園後に就労していることが確認できる書類（育児休業から復帰する方は「育児休業からの復職に係る証明書」又は「辞令の写し」、就労予定の方は「就労証明書」）を提出していただきます。

育児休業からの復帰や就労が確認できない場合は退園となります。また、就労証明書に誤りがある場合（復職年月が異なる、就労時間を過大に偽る等）も同様に退園となることがあります。なお、5月以降に保育の必要性が認められる場合は、改めて申請をすることはできますが（7頁参照）、再度同じ保育園等に入園できる保証はありません。このため、職場復帰日や就労開始日、4月の就労時間について就労先と十分調整の上でご申請ください。

下関市外の保育園等の利用を希望する場合

令和7年4月1日時点で下関市内に在住している方が下関市外の保育園等の利用を希望する場合は、次のとおり手続きをしてください。

用意する書類	申請受付期間	申請書提出先
<ul style="list-style-type: none"> • 子どものための教育・保育給付認定申請書 • 児童状況確認書 • 保育の利用を必要とする理由を証明する書類 • その他入園を希望する保育園等がある市区町村（申請先の市区町村）が求める書類(※1) 	申請先の市区町村が定める期間(※2)	下関市役所幼児保育課 窓口持参または郵送 (〒750-8521 下関市南部町 1-1)

※1 必要な書類は申請先の市区町村に直接お問合せください。

※2 下関市から申請先の市区町村に協議文書を送付しますので、遅くとも申請先の市区町村が定める締切の1週間前までには申請書を提出してください。

下関市外の方が下関市内の保育園等の利用を希望する場合

(1) 下関市に転入予定の方

申請受付期間時点では下関市外にお住まいで、令和7年3月末までに下関市に転入届を提出し、令和7年4月1日までに下関市に転入する予定の方は、転入に関する誓約書に同意していただける場合に限り、下関市民として申請することができます。

ただし、4月1日時点で転入していることが確認できない場合、下関市が保育の必要性を認定することができないので入園決定を取り消します。

なお、令和7年4月1日以降に下関市に転入届を提出する方や令和7年4月2日以降に転入してくる方は、(2) 下関市に転入予定がない方と同じ申請方法になります。

用意する書類	申請受付期間(※)	申請書提出先
<ul style="list-style-type: none"> • 子どものための教育・保育給付認定申請書 • 児童状況確認書 • 保育の利用を必要とする理由を証明する書類 • <u>転入に関する誓約書</u> 	<u>通常募集</u> 令和6年10月1日(火)～ 令和6年10月31日(木) <u>追加募集</u> 令和7年1月10日(水)～ 令和7年1月24日(金)	第一希望の保育園等

※ 追加募集の利用調整終了後に転勤等で急遽転入が決まった場合等、例外的に申請を受け付けることもありますので幼児保育課までお問合せください。

(2) 下関市に転入予定がない方

令和7年4月1日時点で下関市外に在住している方は、お住まいの市区町村に申請してください（保護者から下関市に直接提出していただく書類はありません。）。

なお、利用調整は追加募集期間に申請された方と併せて行います。

用意する書類	申請受付期間(※)	申請書提出先
・お住まいの市区町村が求める書類	令和7年1月10日(金)～ 令和7年1月24日(金)	お住まいの市区町村

※ お住まいの市区町村から下関市へ協議文書が届いている必要がありますので余裕を持って書類を提出してください。お住まいの市区町村の申請受付期間も必ず確認してください。

育児休業明け保育施設入所予約事業を利用する場合

令和7年5月から令和7年9月までの間に育児休業から復帰し保育園等の利用を希望する方で、次の要件を全て満たす方は、令和7年4月からの保育園等利用希望者と同じ受付期間に申請し、利用調整を受けることができます（申請時点で入所を確約するものではなく、通常の申請よりも早く利用調整を受けることができます。）。

なお、公立の場合は全ての保育園等で実施していますが、私立の場合は園によって実施状況が異なりますので、園に直接お問合せいただくか、「令和7年度育児休業明け保育施設入所予約事業についてのご案内」にてご確認ください。

予約事業を利用するための要件

- (1) 入所予約を希望する児童とその保護者が、申請時点と利用開始希望月時点とともに下関市に住民登録があること。
 - (2) 保護者が「労働基準法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等の法令に基づく育児休業を取得していること。
 - (3) 入所予約を希望する児童が、(2)の育児休業に係る子であること。
- ※ただし、育児休業に係る子と同時に申請をする兄弟は対象となります。

用意する書類	申請受付期間(※)	申請書提出先
<ul style="list-style-type: none"> ・子どものための教育・保育給付認定申請書 ・児童状況確認書 ・<u>育児休業明け保育施設入所予約申込書兼誓約書</u> <u>(育児休業取得者)</u> ・保育の利用を必要とする理由を証明する書類 (育児休業取得者の配偶者) 	<p><u>通常募集</u> 令和6年10月1日(火)～ 令和6年10月31日(木)</p> <p><u>追加募集</u> 令和7年1月10日(金)～ 令和7年1月24日(金)</p>	第一希望の保育園等

年度途中（令和7年5月以降）の利用について

令和7年5月以降に、保育園等への入園を希望される方は、利用開始希望月の前月20日（日曜・祝日の場合は直前の保育園等の開園日）までに、第一希望の保育園等に必要書類一式を揃えて提出してください（必要書類については10頁～11頁を参照）。

毎月10日頃に、市HPに翌月の各園の空き状況を掲載しますので、よくご確認の上、申請してください（空き状況が「×」であっても申請は可能です。）。

利用開始希望月	空き状況掲載予定日	申請書提出期限
令和7年 5月	令和7年 4月10日(木)	令和7年 4月19日(土)
令和7年 6月	令和7年 5月12日(月)	令和7年 5月20日(火)
令和7年 7月	令和7年 6月10日(火)	令和7年 6月20日(金)
令和7年 8月	令和7年 7月10日(木)	令和7年 7月19日(土)
令和7年 9月	令和7年 8月12日(火)	令和7年 8月20日(水)
令和7年10月	令和7年 9月10日(水)	令和7年 9月20日(土)
令和7年11月	令和7年10月10日(金)	令和7年10月20日(月)
令和7年12月	令和7年11月10日(月)	令和7年11月20日(木)
令和8年 1月	令和7年12月10日(水)	令和7年12月20日(土)
令和8年 2月	令和8年 1月13日(火)	令和8年 1月20日(火)
令和8年 3月	令和8年 2月10日(火)	令和8年 2月20日(金)

下関市外の保育園等の利用を希望する場合（年度途中）

利用開始希望月の初日において下関市に在住している方が、下関市外の保育園等の利用を希望する場合は、次のとおり手続きをしてください。

用意する書類	申請受付期間	申請書提出先
<ul style="list-style-type: none"> • 子どものための教育・保育給付認定申請書 • 児童状況確認書 • 保育の利用を必要とする理由を証明する書類 • その他入園を希望する保育園等がある市区町村（申請先の市区町村）が求める書類※1) 	申請先の市区町村が定める期間※2)	下関市役所幼児保育課 窓口持参または郵送 (〒750-8521 下関市南部町 1-1)

※1 必要な書類は申請先の市区町村に直接お問合せください。

※2 下関市から申請先の市区町村に協議文書を送付するため、遅くとも申請先の市区町村が定める締切の1週間前までには申請書を提出してください。

下関市外の方が下関市内の保育園等の利用を希望する場合（年度途中）

利用開始希望月の初日において下関市外在住の方は、お住まいの市区町村に申請してください（保護者から下関市に直接提出していただく書類はありません。）。

用意する書類	申請受付期間※)	申請書提出先
• お住まいの市区町村が求める書類	前述した下関市の申請書提出期限まで	お住まいの市区町村

※ お住まいの市区町村から下関市へ協議文書が届いている必要がありますので余裕を持って書類を提出してください。お住まいの市区町村の申請受付期間も必ず確認してください。

育児休業明け保育施設入所予約事業を利用する場合（年度途中）

令和7年度中に育児休業から復帰し保育園等の利用を希望する方で、次の要件を全て満たす方は、利用開始希望月の3ヶ月前から申請ができます（申請時点で入所を確約するものではなく、通常の選考よりも早めに利用調整を受けることができるものです。）。

なお、公立の場合は全ての保育園等で実施していますが、私立の場合園によって実施状況が異なりますので、園に直接お問合せいただくか、「令和7年度育児休業明け保育施設入所予約事業についてのご案内」にてご確認ください。

予約事業を利用するための要件

- (1) 入所予約を希望する児童とその保護者が、申請時点と利用開始希望月時点とともに下関市に住民登録があること。
 - (2) 保護者が「労働基準法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等の法令に基づく育児休業を取得していること。
 - (3) 入所予約を希望する児童が、(2)の育児休業に係る子であること。
- ※ただし、育児休業に係る子と同時に申請をする兄弟は対象となります。

利用開始 希望月	申請書提出期限(※1)		用意する書類(※2)
	3ヶ月前申請の場合	2ヶ月前申請の場合	
6月	—	令和7年 4月19日(土)	<ul style="list-style-type: none"> • 子どものための教育・保育給付認定申請書 • 児童状況確認書 • <u>育児休業明け保育施設入所予約申込書兼誓約書(育児休業取得者)</u> • 保育の利用を必要とする理由を証明する書類(育児休業取得者の配偶者)
7月	令和7年 4月19日(土)	令和7年 5月20日(火)	
8月	令和7年 5月20日(火)	令和7年 6月20日(金)	
9月	令和7年 6月20日(金)	令和7年 7月19日(土)	
10月	令和7年 7月19日(土)	令和7年 8月20日(水)	
11月	令和7年 8月20日(水)	令和7年 9月20日(土)	
12月	令和7年 9月20日(土)	令和7年10月20日(月)	
1月	令和7年10月20日(月)	令和7年11月20日(木)	
2月	令和7年11月20日(木)	令和7年12月20日(土)	
3月	令和7年12月20日(土)	令和8年 1月20日(火)	

※1 左欄の期限までに申請した場合は最大3回、右欄の期限までに申請した場合は最大2回の選考が受けられます。右欄の期限を過ぎると、予約事業ではなく通常の申請になります。

例) 7月からの入所を希望する場合

- (1) 4月19日までに申請 → 4月、5月、6月に選考。
- (2) 5月20日までに申請 → 5月、6月に選考。
- (3) 6月20日までに申請 → 6月に選考（予約事業ではなく通常の申請）。

※2 育児休業を取得していることが確認できる書類を提出していただくことがあります。

7 申請に必要な書類

保育の利用を必要とする理由や家庭状況によって用意する書類が異なりますので、漏れないようにお気を付けください。申請受付期限内に必要な書類が全て揃っていない場合は、原則選考の対象外となりますので十分ご注意ください。

全ての方が必要な書類

- (1) 子どものための教育・保育給付認定申請書
- (2) 児童状況確認書
- (3) 保育の利用を必要とする理由を証明する書類

(1)、(2)に関しては申請するお子様1人につき1枚、(3)に関しては父・母それぞれ1部ご用意ください（きょうだい同時申請の場合、お子様ごとに用意する必要はありません。）。

保育の利用を必要とする理由ごとに用意する書類は次のとおりです。

保育の利用を必要とする理由	用意する書類
家庭外（内）で仕事をしている	【会社等にお勤めの方】 就労証明書（令和6年度より様式統一）
	【自営業主の方】 就労証明書（令和6年度より様式統一） ・自営業を証明する書類 例）個人事業開業届(写)、直近の確定申告書(写)
妊娠・出産	・母子健康手帳(写) ※表紙及び分娩予定日の記載ページ 又は ・出産証明書
長期にわたる疾病・障害がある	・医師の診断書（家庭での保育が困難である旨が記載されていること）
同居又は長期入院している親族の介護・看護をしている	・介護・看護状況申告書 ・被介護者に関する医師の診断書（介護が必要である旨が記載されていること） ※長期入院者の介護の場合は入院計画書でも可
火災・風水害・地震等の災害復旧にあたっている	・状況が確認できる書類
求職活動や起業準備をしている	・用意する書類はありません。 <u>※求職活動の状況について報告を求めることがあります。</u>
就学又は職業訓練等を受けている	・在学証明書（入学予定の場合は合格通知書等） ・就学時間が確認できる書類（カリキュラムや1ヶ月の時間割等）
虐待やDVのおそれがある	・必要に応じて状況が確認できる書類の提出を求めることがあります。
その他市長が必要と認める場合	

※ 申請書提出後に保育の利用を必要とする理由や家庭状況が変わったときは、速やかに市役所幼児保育課にお知らせください（TEL：083-231-1929）。

該当する場合必要な書類

以下に該当する場合は追加で用意していただく書類がありますのでご確認ください。

家庭の状況等	用意する書類
令和7年4月1日時点で65歳未満である祖父母と同居の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・祖父母の保育の利用を必要とする理由を証明する書類（10頁参照） ※ 祖父母の保育の利用を必要とする理由が無くても申請はできますが、利用調整の際に優先順位が下がることがありますのでご注意ください。
同一世帯者が障害者手帳等を保有している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する障害者手帳等の写し
生活保護の受給がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の受給が確認できる書類
申請時点では市外在住であるが、令和7年4月1日までに転入予定の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・転入に関する誓約書 ※<u>令和7年4月1日時点で転入が確認できない場合、下関市で認定ができないため、入所決定が取消しとなります。</u>
やむを得ない理由により就労証明書を提出できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書の提出に関する誓約書 ※ 契約期間が1年更新であり、申請受付期間中に会社が証明書を記入することができない等特別の理由がある場合に限りです。
ひとり親で児童扶養手当を受けていない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保育料算定におけるひとり親認定に関する申立書 ・戸籍謄本 ⇒<u>保育料の階層によっては、保育料が一部減額又は全額免除されることがあります。</u>
生計は同一であるが別居している子どもがいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・生計同一に関する申立書・・・①(必須) ・別居している子どもの住民票(写)・・・②(必須) ※ 別居している子どもと同じ世帯である全員の記載があること ※ 世帯主との続柄の記載があること ・在学証明書又は学生証(写)・・・③ ・その他別居の理由が確認できる書類・・・④ <p>⇒<u>保育料算定にあたり、当該別居子どもが多子軽減の対象となる場合があります。</u>①、②と③又は④のいずれか（合計3種類）をご用意ください。</p>
令和6年1月2日以降に市内に転入してきた場合(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和6年度市・県民税所得課税証明書</u> ※<u>令和6年1月1日に居住していた市区町村で証明書の発行を受けてください。</u> ※ 所得と課税額が記載されている書類をご用意ください。 ※ 原則父母それぞれ提出が必要ですが、一方の配偶者を扶養していることが確認できる場合は被扶養者の証明書は提出不要です。 ※ <u>子どものための教育・保育給付認定申請書に個人番号(マイナンバー)を記入している場合は所得課税証明書の提出は不要です。</u>
保護者が単身赴任等で令和6年1月1日時点の住所が市外にある場合(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和5年1月1日から12月31日までの収入が分かる書類</u>（例）給与明細、就労先の社印が押印された給与に関する証明書 ・国内での所得もある場合、その所得額がわかる書類

※1 令和6年9月以降に入園の場合は、令和5年を令和6年に、令和6年を令和7年に読み替えてください。

対象児童の 祖父母の状況 ※死亡の場合、氏 名・住所の記入は不 要	父方	祖父	<input type="checkbox"/> 対象児童と同居 ⇒ 「対象児童の同一世帯者」の欄に氏名等を記入してください。 <input type="checkbox"/> 対象児童と別居 フリガナ <input checked="" type="checkbox"/> 死亡 氏名 <input type="checkbox"/> その他 () 住所 (地番記入不要) 市 町
		祖母	<input type="checkbox"/> 対象児童と同居 ⇒ 「対象児童の同一世帯者」の欄に氏名等を記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 対象児童と別居 フリガナ シモノセキ キクコ <input type="checkbox"/> 死亡 氏名 下関 菊子 <input type="checkbox"/> その他 () 住所 (地番記入不要) 下関市 唐戸町
	母方	祖父	<input checked="" type="checkbox"/> 対象児童と同居 ⇒ 「対象児童の同一世帯者」の欄に氏名等を記入してください。 <input type="checkbox"/> 対象児童と別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()
		祖母	<input type="checkbox"/> 対象児童と同居 ⇒ 「対象児童の同一世帯者」の欄に氏名等を記入してください。 <input type="checkbox"/> 対象児童と別居 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()

祖父母の状況について記入してください。保育料の算定や副食費の免除にかかる家計の主宰者の確認に必要となります。死亡又は離婚している場合は、該当欄にチェックを付けるのみで、氏名の記入等は必要ありません。

家庭状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 (<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 離婚前提の別居 <input type="checkbox"/> 婚姻歴なし) <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外
身体障害者手帳等の保有の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input checked="" type="checkbox"/> 療育手帳 有効期間 RO年 3月
生活保護の受給	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり () 年 月 日から ※受給者証等の写しを添付してください。

対象児童又は対象児童の同一世帯者の欄に記入した人がいずれかを保有している場合は記入してください。有効期限は、定めがある場合のみ記入してください。

1月1日の住所	父 <input type="checkbox"/> 下関市内 <input checked="" type="checkbox"/> 下関市外 () 市・区・町・村 母 <input type="checkbox"/> 下関市内 <input checked="" type="checkbox"/> 下関市外 () 市・区・町・村
---------	--

ひとり親の場合は保育料が減免されることがありますが、ひとり親の認定は原則児童扶養手当の受給資格の有無で判断します。受給資格のない方は事前に申立書の提出が必要となりますので、事前に幼児保育課にご相談ください。※収入によっては申立書を提出しても保育料が減免されないこともありますのでご了承ください。

【申請者】 〒 750 - 8521 RO年 10月 3日

住所 下関市 南部町1番1号

(フリガナ) シモノセキ タロウ

氏名 下関 太郎

申請者は父母のいずれでも構いません。連絡先は選考結果のお知らせ等に使用しますので、繋がりやすい電話番号を記入してください。

【連絡先】※優先順に記載すること。

① 090 - 0000 - 0000 (自宅 父 母 その他)

② 080 - 0000 - 0000 (自宅 父 母 その他)

③ 083 - 000 - 0000 (自宅 父 母 その他)

※保育園等において保育の利用を希望する場合は以下の項目に記入し、新規申請の場合は保育を必要とする理由を証する書類を添付してください。

保育の利用を必要とする理由		希望する利用曜日・時間・区分
父	母	利用曜日
<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土
		利用時間
		8 時 00 分 ~ 18 時 00 分
		利用区分
<input checked="" type="checkbox"/> 家庭内で保育 <input type="checkbox"/> 職場内託児所 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育所 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間認定 <input type="checkbox"/> 保育短時間認定 <small>(最大11時間/日) (最大8時間/日)</small>

希望する施設の開所日や利用区分ごとの利用可能時間を確認した上で、「利用曜日」「利用時間」を記入してください(おおよその目安で構いません)。「利用区分」については、保育の利用を必要とする理由が「就労」「介護」「就学」の場合、証明書で確認できる1ヶ月の就労時間等が120時間以上でなければ保育標準時間での利用はできません。

公立施設の利用可能時間は次のとおりです。 ※私立施設は施設ごとに異なります。

保育標準時間・・・7:30~18:00

保育短時間・・・8:00~16:00

8 転園について

現在保育園等を利用しているお子様が転園を希望する場合は、次のとおり手続きをしてください。書類の提出先は、転園希望先の保育園等です。

令和7年4月からの転園を希望する場合

申請受付期間	在籍している園	提出する書類
通常募集 令和6年10月1日(火)～ 令和6年10月31日(木)	保育園、認定こども園(2・3号)、地域型保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> • 子どものための教育・保育給付認定申請書 • 児童状況確認書
追加募集 令和7年1月10日(金)～ 令和7年1月24日(金)	幼稚園、認定こども園(1号)	<ul style="list-style-type: none"> • 子どものための教育・保育給付認定申請書 • 児童状況確認書 • 保育の利用を必要とする理由を証明する書類

転園が決まった場合は、「施設等利用終了届」を園で入手し、令和7年3月19日(水)までに提出してください(提出先は在籍している園です。)

令和7年5月以降に転園を希望する場合

申請受付期限	在籍している園	提出する書類
転園希望月の前月20日 ※20日が日・祝日の場合は直前の開園日。詳細は8頁参照。	保育園、認定こども園(2・3号)、地域型保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> • 子どものための教育・保育給付認定申請書 • 児童状況確認書
	幼稚園、認定こども園(1号)	<ul style="list-style-type: none"> • 子どものための教育・保育給付認定申請書 • 児童状況確認書 • 保育の利用を必要とする理由を証明する書類

転園が決まった場合は、「施設等利用終了届」を園で入手し、遅くとも転園する月の前月の末日までに提出してください(提出先は在籍している園です。)

注意してください!!!

転園が決定した後は、転園前に在籍していた園に継続して通園することはできません(転園申請の取下げは、原則この時点で行うことはできません。)。転園前に在籍していた園への再入園を希望する場合は、改めて転園申請をする必要がありますのでご了承ください。ただし、転園が決定していない場合は、在籍している園に通いながら希望園の空きを待つことができます。

9 結果の通知について

保育園等の入園申請の結果は以下のとおり通知する予定です。なお、申請数が多い場合は通知の時期が遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。

新年度入所通常募集期間に申請された方

(1) 入園が決まった場合

第一希望から第三希望までのいずれかの保育園等に入園が決まった方（利用調整により当初希望していた園ではない園に入園される方を含みます。）に対しては、令和7年1月上旬頃に文書で通知します。

(2) 入園が決まらなかった場合

第一希望から第三希望までのいずれの保育園等にも入園が決まらなかった場合、令和6年12月下旬までに電話または書類にてご連絡します。最終的な入園待機の通知に関しては、追加募集で入園が決まらなかった方と併せて令和7年3月上旬頃に行います。

新年度入所追加募集期間に申請された方

(1) 入園が決まった場合

第一希望から第三希望までのいずれかの保育園等に入園が決まった方（利用調整により当初希望していた園ではない園に入園される方を含みます。）に対しては、令和7年3月上旬頃に文書で通知します。

(2) 入園が決まらなかった場合

第一希望から第三希望までのいずれの保育園等にも入園が決まらなかった場合、令和7年2月下旬までに電話または書類にてご連絡します。文書での通知は令和7年3月上旬頃に行います。

年度途中で申請された方

年度途中の申請については、毎月の申請書提出期限の翌日以降に、選考結果を順次電話及び文書で報告いたします。前月から入所保留の方（保育園等の空きを待機している方）で継続して入所保留となった場合は、文書のみで通知いたしますのでご了承ください（入所が決まった場合は電話及び文書で報告いたします。）。

文書での通知は、入所が決まった場合は園を通じて入所月の月上旬頃に、決まらなかった場合は郵送で選考月の末日までに行う予定です。

ただし、転園申請の場合、初回選考時は結果について電話で報告いたしますが、翌日以降は転園が決定しない限り電話や文書での報告はありません（入所が決まった場合のご報告は、新規の入園申請の通知手順と同様です。）。

10 就労状況やご家庭の状況が変わったときは

転職や退職、就労時間の変更、育児休業を取得したときや、引越し、お子様が生まれたときや祖父母と同居を始めたときなど、就労状況やご家庭の状況が変わったときは、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」に必要な添付書類を揃えて提出してください。

利用状況	書類提出先	提出期限
入所申込みをしている方 (入所保留中の方を含む)	第一希望の保育園等	【新年度入所の申込みをしている場合】 変更事由発生後直ちに
保育園等を利用している方 (転園保留中の方を含む)	在園している保育園等	【それ以外の場合】 変更が生じた月の20日まで(※)

※ 幼児保育課必着です。20日が休日・祝日等で閉庁の場合は、直前の開庁日が提出期限となります。

提出期限以降に変更が生じた場合は直ちに書類を提出してください。

子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼変更届の提出が必要な場合と、それぞれの場合における添付書類は次のとおりです。

変更の内容	用意する添付書類
認定事由が変わる	保育の利用を必要とする理由を証明する書類(10頁参照)
利用区分(保育標準時間 / 保育短時間)が変わる	※育児休業に入るときは、育児休業取得期間が分かる書類(様式不問)
就労状況が変わる (就労時間が増える/減る、就労先が増える/減る、転勤する、転職する等)	就労証明書(令和6年度より様式統一) ※自営業に変わる場合は、自営業を証明する書類 例) 個人事業開業届(写)、直近の確定申告書(写)
住所が変わる	添付書類不要
祖父母と同居を始める / 終える	添付書類不要
結婚する	新たに世帯に入る方の保育の利用を必要とする理由を証明する書類(10頁参照)
離婚する	離婚日を確認できる書類(戸籍謄本等)
保護者又は子どもの氏名が変わる	添付書類不要
連絡先が変わる	添付書類不要
同一世帯者が障害者手帳等の交付を受ける / 喪失する	該当する障害者手帳等の写し
保護者が生活保護の受給を始める / 終える	生活保護の受給又は廃止を確認できる書類

11 施設利用における留意事項について

在園中の育児休業での認定期間について

在園中に育児休業を取得した場合も、継続して施設を利用することが可能ですが、育児休業での認定期間は、原則生まれたお子様が満1歳になる日の属する月の末日までが最長となり、それを過ぎる場合は施設の利用を終了（退園）していただくことになります。

ただし、在園児が3歳児（年少）クラス以上であれば、次の要件において、その年度末までは認定期間が延長できます。

在園児のクラス年齢	要件	認定区分
3歳児（年少）	育児休業に係る子の <u>保育園等の申込みをしたが、入所できなかったため育休を延長する場合</u>	教育標準時間※1
4歳児（年中）		保育短時間
5歳児（年長）	なし	保育短時間※2

※1 教育標準時間は幼稚園と同様、原則9：00～14：00での利用になります。

※2 5歳児クラスの場合は、教育標準時間でのご利用も可能です。

長期欠席に伴う退園の取扱いについて

特別な理由なく1ヶ月以上登園しない場合または登園日数が著しく少ない月（登園日数が開園日数の半分に満たない月）が3ヶ月以上継続する場合は、施設の利用を終了（退園）していただきます。

以下の例のように特別な理由があると認められる場合は個別に対応いたしますので、利用施設または市役所幼児保育課までご相談ください。

	理由
○	児童が疾病による入院等で、一時的に登園できない場合
×	里帰り出産をする保護者に伴って遠方へ行くため、一時的に登園できない場合

下関市外への転出について

下関市外へ転出された場合は、その月末で認定期間が終了となりますので「施設等利用終了届」を在園施設に提出してください。

継続して当該施設の利用を希望する場合は、転出先の市区町村で認定を受けていただき、入所申込みをしていただく必要がありますので、転出先の市区町村に提出書類等をご確認の上、お手続きください。

12 市内の保育施設一覧

各地区の保育施設の概要は次のとおりです（内容は令和6年7月確認時点のもので、予定のものを含みます。）。具体的な保育の内容等についてお知りになりたい場合は、直接園にお問合せください（認定こども園の利用定員については、2・3号認定子どもの利用定員となっておりますのでご了承ください。）。なお、インターネットでご覧の場合は、施設名をクリックすると各園のホームページへ移動します（私立で園がホームページを作成している場合に限ります。）。また、住所をクリックすると地図で場所を確認することができます。

(1) 本庁地区

施設名	経営主体	利用定員	施設住所及び電話番号	保育年齢	保育短時間	保育標準時間	延長保育（Ⅱ型）
名池 保育園	公立	100	名池町10番2号 083-231-2823	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	～19:30
幸町 保育園	公立	90	幸町18番6号 083-232-2036	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
幡生 保育園	公立	140	幡生宮の下町25番13号 083-253-5656	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
中央 こども園	公立	150	幡生新町1番10号 083-250-8880	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
小波 保育園	私立	110	汐入町19番18号 083-222-8222	3ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
東光 保育園	私立	80	赤間町3番12号 083-223-7330	10ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	—
慈光 保育園	私立	70	伊崎町一丁目11番16号 083-231-2970	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～20:00
和光 保育園	私立	80	大平町10番20号 083-222-0789	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
弥生 保育園	私立	80	幡生町二丁目27番2号 083-252-1237	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
ひまわり 保育園	私立	50	長崎町一丁目1番4号 083-222-2120	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
のあ 保育園	私立	110	武久町二丁目70番10号 083-252-3056	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
ひがし 子ども園	私立	86	後田町三丁目5番24号 083-222-0145	4ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
下関天使 幼稚園	私立	50	細江町一丁目9番15号 083-223-7575	0歳～ (予定)	8:00～ 16:00	7:30～ 18:30	未定
下関短期 大学付属 第一幼稚園	私立	45	桜山町1番1号 083-231-7705	10ヶ月～	右記時間 内で1日 8時間	7:30～ 18:00	—

泉幼稚園	私立	40	山の田南町13番12号 083-252-0031	3歳～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
暁の星幼稚園	私立	20	上田中町二丁目10番14号 083-222-6636	3歳～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:30	未定

(2) 彦島地区

施設名	経営主体	利用定員	施設住所及び電話番号	保育年齢	保育短時間	保育標準時間	延長保育(Ⅱ型)
彦島第一保育園	公立	50	彦島福浦町二丁目17番1号 083-266-3076	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
専立寺保育園	私立	50	彦島本村町五丁目9番26号 083-266-4843	6ヶ月～	8:30～ 16:30	7:30～ 18:30	～19:00
聖母園	私立	110	彦島緑町11番6号 083-266-9311	3ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
でしまつ子ども園	私立	130	彦島杉田町二丁目3番10号 083-266-3700	2ヶ月～	9:00～ 17:00	7:00～ 18:00	～19:30
くりのみ子供園	私立	120	彦島田の首町二丁目6番10号 083-266-3037	2ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
しおかぜの里こども園	私立	110	彦島迫町六丁目7番22号 083-267-1917	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
下関短期大学付属第二幼稚園	私立	40	彦島塩浜町二丁目2番21号 083-266-5821	6ヶ月～	右記時間 内で1日 8時間	7:30～ 18:00	—

(3) 長府地区

施設名	経営主体	利用定員	施設住所及び電話番号	保育年齢	保育短時間	保育標準時間	延長保育(Ⅱ型)
長府第二保育園	公立	100	長府中六波町12番26号 083-245-0044	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
長府第三保育園	公立	85	長府松小田本町1番38号 083-248-0152	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
長府第四保育園	公立	95	長府八幡町1番1号 083-246-3360	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
豊浦こども園	公立	110	長府亀の甲二丁目2番82号 083-245-1080	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
すみれ保育園	私立	70	前田町一丁目9番1号 083-223-3574	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
鏡山保育園	私立	30	長府印内町7番11号 083-246-0530	1歳～	右記時間 内で8時間	7:00～ 18:00	—

長府幼稚園	私立	60	長府金屋町2番7号 083-246-0070	1歳～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
もみじ幼稚園	私立	60	長府侍町一丁目10番1号 083-245-5412	10ヶ月～	9:00～ 17:00	7:00～ 18:00	～18:30
海の星幼稚園	私立	15	長府金屋浜町8番8号 083-245-3033	2歳～ (予定)	8:00～ 16:00	7:30～ 18:30	未定

(4) 山陽地区

施設名	経営主体	利用定員	施設住所及び電話番号	保育年齢	保育短時間	保育標準時間	延長保育(Ⅱ型)
王喜こども園	公立	90	王喜本町二丁目15番1号 083-282-0369	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
王司保育園	私立	130	王司上町二丁目8番13号 083-248-0720	1ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～20:00
新生保育園	私立	140	西観音町1番5号 083-248-0512	3ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
清末保育園	私立	120	清末中町一丁目5番1号 083-282-0288	5ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～18:30
小月こども園	私立	129	小月茶屋二丁目9番1号 083-283-0085	5ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～18:30
吉田緑こども園	私立	85	大字吉田1085番地1 083-283-2727	3ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00

(5) 勝山地区

施設名	経営主体	利用定員	施設住所及び電話番号	保育年齢	保育短時間	保育標準時間	延長保育(Ⅱ型)
しょうや保育園	私立	110	大字勝谷879番地6 083-256-2431	4ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
清和保育園	私立	195	秋根本町二丁目8番10号 083-256-2533	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
勝山保育園	私立	165	秋根新町12番12号 083-256-6888	3ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
勝山第二保育園	私立	29	大字石原91番1号 083-250-8862	3ヶ月～ 2歳	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
いずみ保育園	私立	130	勝谷新町三丁目7番9号 083-256-0955	4ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
ヤクルト保育園プティット下関	私立	19	下関市大字有富401番地 083-263-2210	4ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～18:30

(6) 川中地区

施設名	経営主体	利用定員	施設住所及び電話番号	保育年齢	保育短時間	保育標準時間	延長保育(Ⅱ型)
垢田こども園	公立	140	新垢田東町一丁目2番7号 083-253-9922	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	～19:00
みのり保育園	私立	100	垢田町三丁目11番41号 083-252-2295	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:10～ 18:00	～19:00
木の実保育園	私立	150	川中本町1番19号 083-252-4065	2歳～	8:30～ 16:30	7:30～ 18:30	～19:00
木の実保育園分園	私立	29	稗田西町23番2号 083-252-6510	3ヶ月～ 1歳	8:30～ 16:30	7:30～ 18:30	—
ひえだ保育園	私立	100	稗田中町8番1号 083-253-0766	3ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～18:30
みどり保育園	私立	70	綾羅木本町六丁目19番19号 083-253-4509	4ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
ゆたかこども園	私立	140	川中豊町七丁目9番8号 083-255-1660	4ヶ月～	8:00～ 16:00	7:15～ 18:15	～18:45

(7) 山陰地区

施設名	経営主体	利用定員	施設住所及び電話番号	保育年齢	保育短時間	保育標準時間	延長保育(Ⅱ型)
吉見保育園	公立	45	吉見本町一丁目16番1号 083-286-2227	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
みそら保育園	私立	130	安岡町四丁目7番58号 083-258-0239	3ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00
二葉保育園	私立	60	大字永田郷1790番地 083-286-2003	4ヶ月～	8:00～ 16:00	7:20～ 18:20	～18:50
いちよう幼稚園	私立	66	安岡町一丁目10番7号 083-258-0276	3歳～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	—

(8) 菊川地区

施設名	経営主体	利用定員	施設住所及び電話番号	保育年齢	保育短時間	保育標準時間	延長保育(Ⅱ型)
菊川 こども園	公立	145	菊川町大字下岡枝 1504 番地 083-287-0085	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	～19:00

(9) 豊田地区

施設名	経営主体	利用定員	施設住所及び電話番号	保育年齢	保育短時間	保育標準時間	延長保育(Ⅱ型)
豊田下 こども園	公立	60	豊田町大字手洗 273 番 1 号 083-766-2446	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
西市 こども園	公立	60	豊田町大字矢田 185 番地 083-766-0098	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	～19:00

(10) 豊浦地区

施設名	経営主体	利用定員	施設住所及び電話番号	保育年齢	保育短時間	保育標準時間	延長保育(Ⅱ型)
双葉 保育園	公立	40	豊浦町大字宇賀 2984 番地 1 083-776-0202	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
川棚 こども園	公立	145	豊浦町大字川棚 5281 番地 083-772-2900	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	～19:00
黒井 こども園	公立	90	豊浦町大字黒井 2159 番地 1 083-774-1455	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	～19:00
安楽 保育園	私立	40	豊浦町大字小串 502 番地 2 083-774-0880	5ヶ月～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—

(11) 豊北地区

施設名	経営主体	利用定員	施設住所及び電話番号	保育年齢	保育短時間	保育標準時間	延長保育(Ⅱ型)
豊北 こども園	公立	45	豊北町大字滝部 2992 番地 1 083-782-0430	1歳～	8:00～ 16:00	7:30～ 18:00	—
豊北きらき らこども園	私立	50	豊北町大字神田 2408 番地 083-786-2025	6ヶ月～	8:00～ 16:00	7:00～ 18:00	～19:00

13 よくあるご質問

例年お問い合わせの多いご質問を下記のとおりまとめておりますので、入所申込みの際にご活用ください。

Q1 見学に行った際に園から入園できると言われたのですが、誰が入園するのは保育園等が決めるのですか？

A1 2号・3号認定こどもの場合、市が利用調整を行い入園を決定します。保育の必要性が高いご家庭のお子様から順に園を決定しますので、見学の時点では保育園等に空きがあったとしても、ご希望に添えないこともあります。

※幼稚園やこども園の1号認定こどもの場合は園が入園者を決めます(募集定員以上の申込みがあるときは抽選等の園が定める方法により入園者が決まります)。

Q2 希望する保育園等に空きがないと言われたのですがその場合申請できないのですか？

A2 申請書を提出する時点でご希望の保育園等に空きが無くても、退園が出た場合など園の状況が変われば入園できることもありますので、必ず申請書を提出してください。申請書が提出されていない場合、入所保留通知を発行することはできませんのでご注意ください。

Q3 申請書には必ず第三希望まで書かないといけませんか？

A3 必ず書かないといけないわけではありません。希望する保育園等が1つしかない場合は第一希望のみ記入して提出してください。

ただし、全ての方が第一希望の保育園等に入園できるわけではないので、事前に見学等に行き、通園可能な範囲なのか、保育内容が希望と合っているか等を確認した上で第二・第三希望も記入することをお勧めします。

Q4 第三希望までの全ての保育園等に落選した場合どうなるのですか？

A4 第三希望までのいずれの保育園等にも入園が決まらなかった場合、まずは市役所幼児保育課からその旨電話でご連絡します。その上で、申請書の「希望する保育施設以外であっても入園できる保育施設があれば案内してほしい。」にチェックがある場合は、その時点で希望する地区に空きがある保育園等があればご案内させていただきます(入園までの流れについては2頁参照)。

Q5 申請書を提出した後に希望施設を変更することはできますか？

A5 申請受付期間内であれば可能です。書類を提出した保育園等に直接行って記入内容を訂正してください。訂正箇所を二重線で消し、変更先の希望施設を記入してください。

なお、第一希望の保育園等を変更する場合は、当初提出した園から申請書を返還してもらい、新しい希望先に書類を提出し直してください。

新年度通常募集申請受付期間を過ぎてからの希望園の変更も受け付けることはできませんが、タイミングによっては、追加募集での選考になりますので希望する保育園等の空きがなくなる可能性もあることにご注意ください。希望園の変更は市役所幼児保育課にご連絡ください。

※追加募集申請受付期間を過ぎてからの希望園の変更は原則受け付けられません。

年度途中の申請の場合は、毎月20日（20日が土日祝日の場合は直前の開庁日）までに市役所幼児保育課にご連絡ください。

Q6 市役所から入所決定通知が届いた後に入園を辞退することはできますか？（現在いずれの保育園等にも通っていない場合）

A6 保育園等は市の利用調整後に入園に向けての準備を進めるため、入園決定通知がすでに届いている場合、入園の内定を辞退することは原則できません。ただし、転勤等のやむを得ない事情がある場合は市役所幼児保育課まで個別にご相談ください。なお、再度入園を希望する場合は申請書類一式を改めて提出する必要があります。

Q7 市役所から入所決定通知が届いた後に転園を辞退して元の保育園等に残ることはできますか？

A7 転園が決まった場合、これを取り消して元の保育園等に残ることは原則できません。一度転園し、改めて転園の申請をしてください（転園の手続きについては14頁参照）。

Q8 市役所から入所決定通知（又は入所保留通知）が届いたのですが紛失してしまいました。再発行はできますか？

A8 入所決定通知や入所保留通知の再発行はできませんので、大切に保管してください。

Q9 一度提出した書類を返還してもらうことはできますか？

A9 申請受付期間中は書類を提出した保育園等に相談してください。市役所に届いた書類は、記載内容に不備がある等でこちらから依頼する場合を除いて原則返還できませんので、必要な方は提出前に控えを取っておいてください。

Q10 現在は仕事をしていますが4月に出産を控えています。母の保育の利用を必要とする理由は「就労」と「妊娠・出産」のどちらになりますか？

A10 4月時点で「妊娠・出産」で認定が受けられる場合（分娩予定月が2月～6月の間）は「妊娠・出産」で申請してください（添付書類は 10 頁参照）。

Q11 申請書を提出した後に就労状況が変わってしまったのですがどうしたら良いですか？

A11 利用調整の際の優先順位に影響することがありますので、直ちに市役所幼児保育課にご連絡ください。入園や転園が決まった後に、仕事を辞めていたことや就労時間が著しく短くなっていたことを隠していたことが発覚した場合、入所決定を取り消したり退園になったりすることがあります。

Q12 一度保育園等に入園したら卒園するまで通い続けられるのですか？

A12 保育園等に通うことができるのは、保育の必要性の認定を受けている期間に限られます（認定期間については 1 頁参照）。

そのため、年に1回保育を必要とする事由を確認することを目的として、「子どものための教育・保育給付認定現況届」に、保育の利用を必要とする理由を証する書類を添付して提出をお願いしております。その際に保育の利用を必要とする理由が確認できない場合や、現況届の提出がない場合は退園となりますのでご注意ください。

なお、仕事を辞めた後もその事実を隠して保育園等を利用し続けたり、実際には働いていないのに虚偽の就労証明書を提出したりして不当に保育園等を利用していることが判明した場合、法律の規定に基づき、保育園等で保育をするために必要な費用（子どものための教育・保育給付の額に相当する金額）を徴収することがあります。

さらに、市の条例の規定に基づき10万円以下の過料を納めていただくこともあります。

このような事態にならないためにも、就労状況やご家庭の状況が変わったときは必ず園に報告し、必要な手続き（変更届や、保育の必要性がなくなった場合は施設等利用終了届の提出）を取って適切に保育園等を利用してください。

〈参考〉

○子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）

（不正利得の徴収）

第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者がいるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

○下関市子どものための教育・保育給付等に関する条例（平成27年条例第38号）

（罰則）

第11条 次のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

14 お問合せ先

保育園等の入園申込みに関して、お手続きの方法や書類の記入等でお知りになりたいことがありましたら、下関市役所幼児保育課までお問合せください。

○窓口にお越しになる場合

所在地：下関市役所本庁舎東棟1階 C4窓口（下関市南部町1-1）

受付時間：月～金（祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで

○お電話でお問合せの場合

電話番号：083-231-1929

電話受付時間：月～金（祝日を除く）午前8時30分から午後5時15分まで